

## 令和3年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和3年3月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和3年3月 定例会**  
**(第1回)**

第2回継続会

**本会議 会議録**

令和3年3月9日

水巻町議会

# 令和3年第1回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和3年3月9日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

3月8日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告申し上げます。

議案第1号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第10号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第9号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第11号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

3月5日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第1号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第10号）については、賛成多数で可決しました。

議案第2号 令和2年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、賛成全員で可決しました。

議案第3号 水巻町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第4号 町道の路線認定については、賛成全員で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員長の審査報告を終わります。

## **日程第 2 議案第 1 号**

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 1 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

### **5 番（岡田選子）**

5 番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、賛成の立場から討論をいたしますが、1 点、要望と御意見申し上げます。

生活商品券の配付の仕方についてです。先の文厚産建委員会でも中山議員から質疑が行われたと思いますが、先日の文厚産建委員会におきましても、生活商品券等を配付する際に、世帯主に配付をするということでございます。で、世帯主に配付をする場合には、前回もそうでしたが、頂けなかったという方もいらっしゃいます。

町民お一人お一人に配付をするということになりますと、世帯主ではなく、やはり住民お一人お一人に配付をするというのが本来の在り方ではないかというふうに考えます。

まあ、世帯主という考え方は、日本固有のものでありまして、やはり一人一人、住民一人一人、人権というものがございまして、DV被害に遭われた方などに対しても、国会でも、そういう方にもきちっと配付されるようにという議論等もされております。

今後は、できましたらですね、できましたらって言うか、私ども日本共産党といたしましては、世帯主に配付するのではなく、住民一人一人に配付をするという姿勢で臨んでいただきたいという要望を申しまして、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

新型コロナに対する、賛成する部分もありますけど、全体としてやっぱり反対いたします。

この中で、教育費ですね。で、この中で、トイレの改修なんか予定されているんですけど。そしてトイレの改修のですね、工事実施設計委託料ですね。420 万ですか。ですね。

私はいつも言いますように、やっぱりですね、トイレの改修とか設計なんかはですね、大して難しいことじゃないんです。

民間の会社でこんなことしません。業者何社か呼んで、「これとこれは、あんたんとこ幾らでやるね」っち言って相見積りさせて、で、安いところからですね、こういう小さい仕事は、業者に仕事任せるんです。私そういうこと見てきているからですね。

水巻町は設計のですね、一級建築士もいるんです。そういう点ですね、こういうお金を使うんじゃないで、水巻町職員ができることは職員にさせてですね、お金を節約して、浮いた金を住民サービスなどの——。行政の本来の姿と思うんです。

こういう考えをもって、私、反対といたします。以上です。

## 議 長（白石雄二）

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 1 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 10 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい、もう一度。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 3 議案第 2 号**

### 議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 2 号 令和 2 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第2号 令和2年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第4 議案第9号**

議長（白石雄二）

日程第4、議案第9号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託していましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第9号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第11号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日程第5 一般質問について

### 議長（白石雄二）

日程第5、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、水清会。はい、大貝議員。

### 4番（大貝信昭）

4番、大貝信昭でございます。水清会を代表し、冒頭質問を行います。

まず最初に、水巻町の脱炭素社会の取組みについて。

2020年10月に行われた菅総理の所信表明演説では、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と表明しました。

日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）だけに限らず、メタン、N<sub>2</sub>O（一酸化二窒素）、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にした脱炭素社会の実現です。「カーボンニュートラル」を目指しているのは、2021年1月20日時点では、日本を含む124か国と1地域で、2050年までのカーボンニュートラル実現を表明しています。

そこで、水巻町の取組みをお尋ねします。

（1）水巻町の令和3年度予算案での脱炭素社会の実現を目指す環境事業の取組をお尋ねします。

（2）温室効果ガス対策として、どのような取組を行ってきましたか。また、2050年に向けてどのような取組を進めていきますか。

（3）環境にやさしい水巻町を創って行く必要があると考えます。どのような計画に沿った環境づくりを進めますか。

最後に、水巻町の消防団について。

令和2年12月28日毎日新聞の全国版に、「神出鬼没 消防団員」と題した記事が掲載されました。消防活動をしていないのに報酬や手当を受ける「幽霊消防団員」が各地に広がっているとのこと。「消防団員は非常勤特別職の地方公務員。その活動実績は地方交付税の算定根拠になっている。団員の成り手不足が深刻化する中、活動需要があると装って予算を確保する苦肉の策とみられ、政府は実態調査に乗り出した。」とあります。

そこで、お尋ねいたします。

（1）水巻町消防団で活動実績のない消防団員に対し、「報酬」や「手当」が支払われることはありますか。

（2）消防団は、火事の対応はもちろんのこと、年末に町中を「火の用心」と呼び掛けたり、台風等による「大雨浸水」「土砂災害」の警戒・対応を行ったりして、災害から町民を守っています。消防団が真に必要な費用を、国からの地方交付税で補うことができないのであれば、町が負担する必要があると思いますが、どうお考えですか。

（3）消防団の組織と、現在の団員人数及び定数を教えてください。

（4）2年に1回ぐらいは消防団の訓練や活動を町広報に載せていただければ、団員の意気込みも変わるとは思いますがいかがですか。

（5）近頃、町内の火事が多いようですが発生数は何件ですか。



以上、お尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

はじめに、水巻町の脱炭素社会の取組みについての御質問にお答えします。

まず、菅内閣総理大臣が2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されましたが、その背景にある地球温暖化について、少し御説明させていただきます。

我々が直面している地球温暖化は、私たち人間の活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって引き起こされています。

令和2年版福岡県の環境白書によりますと、世界の平均地上気温は、100年あたり0.74℃の割合で上昇しており、今後、現在との比較において、温暖化対策が講じられない場合、21世紀末には地上気温が2.6℃から4.8℃まで上昇し、また、より厳しい温暖化対策がなされた場合においても0.3℃から1.7℃までの気温上昇は避けられないと言われてしています。

このような地球温暖化による気候変動は、真夏日や熱帯夜の増加、真冬日の減少、集中豪雨やゲリラ豪雨の多発、台風の発生頻度の増加や勢力の拡大などを招き、このことによる農作物の不作や、土砂災害、洪水などの自然災害をもたらし、さらに私たちの健康についても、熱中症の増加や、蚊の媒介によるデング熱等の危険性が增大することになります。

このような気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出を抑制すること、また、既に現象として現れている気候変動等への適応を行うことが求められているところです。

そのような状況の中、令和2年10月26日、第203回臨時国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル宣言がなされました。

このことに伴い、現在、国を中心にカーボンニュートラルの実現に向けた取組について、検討がなされており、国民の機運を醸成するための全国フォーラムの開催や、カーボンゼロシティをはじめとする新たな地域の創造、また、脱炭素ライフスタイルへの転換やグリーン成長戦略など、様々な指針が示されているところです。今後は、地方公共団体に対しても今以上に脱炭素化への取組への役割が求められるものと思われまます。

そこで、1点目の、水巻町の令和3年度予算案での脱炭素社会の実現を目指す環境事業の取組についてのお尋ねと、2点目の温室効果ガス対策として、どのような取組を行ってききましたか、また、2050年に向けて、どのような取組を進めていきますか、とのお尋ねは、関連がありますので、一括してお答えします。

本町での地球温暖化対策の取組としましては、平成28年3月に、令和2年度までの5年間を計画期間とした水巻町地球温暖化対策実行計画を、初めて策定いたしました。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務事業編として、本町が行う事務事業において排出される温室効果ガスの抑制に関する計画で、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、その実施状況について、毎年、公表を行うというものです。

この計画では、庁舎や中央公民館、いきいきほーるや図書館、また、全ての小中学校など、25の施設から発生する二酸化炭素排出量の抑制に取り組み、令和元年度には、平成26年度比で約17%の削減を図ることができました。

現在、令和3年度から更新される第2期水巻町地球温暖化対策実行計画の策定を進めていますが、今後も引き続き、二酸化炭素排出量の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

また、併せて、来年度から更新される水巻町環境基本計画におきましても、重点プロジェクトの一つとして、「脱炭素の推進」を掲げる予定としており、民間事業者や一般家庭を含めた町全体の温室効果ガス発生を抑制するための、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定を目指すこととしています。民間事業者等の御理解と御協力が必要不可欠であるため、具体的な策定期等は、今後、検討いたしますが、本町においても国が示すカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていきたいと考えています。

なお、令和3年度予算案での脱炭素社会の実現を目指す環境事業の取組でございますが、脱炭素社会の実現には、温室効果ガスの排出を抑制することが重要となります。つまり、可燃ごみの減量化を図ることにより焼却時に排出される二酸化炭素を抑制することが可能となるため、ごみの減量化対策に係る予算は全て脱炭素社会への実現に向けた取組となっています。

具体的には、環境対策費として計上しています資源物回収活動奨励金をはじめ、ダンボールコンポスト利用講座や生ごみ処理容器補助金事業、資源物の拠点回収やリサイクルに伴う費用、また、環境教育に必要な費用やイベント時の啓発事業などがあります。

また、併せて、排出せざるを得なかった二酸化炭素を吸収、除去するための取組として、庁舎、中央公民館、町内保育所等で、グリーンカーテンの設置を推進しております。これは、遠賀川河川敷のコスモス栽培にも言えることですが、植物の光合成により二酸化炭素を吸収することができることから、このような取組についても脱炭素社会への実現に向けた取組の一つであると考えます。

最後に、3点目の環境にやさしい水巻町を創っていく必要があると考えますが、どのような計画に沿った環境づくりを進めますか、とのお尋ねですが、先程申し上げたとおり、温室効果ガスの削減などの地球温暖化対策をはじめとする環境施策は、行政だけの取組だけではなく、町民の皆様や町内事業者の方々の御協力があって初めて実現できるものと考えています。

地球環境のような大きな問題だけではなく、日頃から、環境美化の日や堀川一斉清掃などの活動、ごみの減量化や景観対策、また、コスモスまつりや遠賀川河川敷コスモス栽培等、地域の皆様や町内事業者の方々など、水巻町に関係する全ての方々が、身近な取組の中で一体となれることで、みんなが誇れる水巻町をつくり、このことが、環境にやさしい水巻町をつくることにつながっていくと考えています。

新しく作成する第2期水巻町環境基本計画に掲げる予定の環境像である、「みんなで育む 明るく居心地のいい町 みずまき」を実現するために、これからも皆様と協力して様々な環境問題に取り組んでまいります。

次に、水巻町の消防団について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、水巻町消防団で活動実績のない消防団員に対し、「報酬」や「手当」が支払われることはありますか、とのお尋ねですが、御質問にもありますように、消防団において、

活動している実態が無いにもかかわらず、在籍のみしており、報酬や出動手当にあたる費用弁償の支給を受けている、いわゆる「幽霊団員」に関するニュースがメディアで問題として取り上げられています。

本町消防団では、幽霊団員を新たに発生させることがないように、2か月から3か月に一度、定期的に開催されている消防団の幹部と職員が出席する幹部会議において、職員から注意喚起を行っております。

また、職員が本部及び各分団から毎月提出される活動報告書を点検し、出動回数が他の団員と比べて、極端に少ない団員については、個別に所属する分団の分団長に連絡し、聞き取り調査を実施しています。中には、団員自身の仕事の都合により出動できない場合や、体調を崩して一時的に活動ができない場合など、様々な事情もあります。そのため、必要に応じて、退団ではなく、一定期間消防団員としての活動を休止する「休団」を勧めるなどの対応を職員及び消防団の幹部団員が行っております。なお、休団期間中の団員については、報酬及び費用弁償は支給されません。

以上の取組から、現在のところ、本町消防団において、幽霊団員は存在しておらず、したがって、幽霊団員に対する報酬及び費用弁償の支給はないと認識しております。

次に、2点目の、消防団が真に必要なとする費用を、国からの地方交付税で補うことができないのであれば、町が負担する必要があると思っておりますが、どうお考えですか、とのお尋ねですが、全国の消防団員数は、直近の2年、連続して1万人以上の減少となっており、消防団員の確保が全国の自治体の喫緊の課題であります。一方、豪雨や台風といった災害は、多発化・激甚化しており、消防団員が活躍する場面は増えてきているため、消防団を所管する総務省を中心に、各省庁では、自治体に対して、様々な財政支援を行っています。

本町では、今年度第2分団及び第4分団に各1台ずつ配備しているポンプ車を更新しました。購入経費の財源には、石油貯蔵施設立地対策等交付金及び起債である緊急防災・減災事業債を活用しましたが、一部町の一般財源も充てております。

また、消防団活動における報酬や費用弁償等の経費は、地方交付税の対象となっておりますが、不足する分については、町の一般財源を充てています。

以上のように、消防団の活動を充実したものとすべく、国及び県の補助金や交付金を活用することは当然のことではありますが、真に必要なとする経費については、精査を行うとともに、今後も町で負担してまいります。

次に、3点目の消防団の組織と、現在の団員人数及び定数を教えてください、とのお尋ねですが、本町消防団は、本部のほか、主に伊左座小学校区を管轄する第1分団、主に吉田小学校区を管轄する第2分団、主に頃末・えぶり小学校区を管轄する第3分団、主に猪熊小学校区を管轄する第4分団の、4つの分団で構成されています。

また、令和3年2月末現在の団員数は79名で、条例定数は104名となっております。

次に、4点目の、2年に1回ぐらいいは消防団の訓練や活動を町広報に載せていただければ、団員の意気込みも変わると思いますがいかがですか、とのお尋ねですが、消防団の活動については、主に出初式やポンプ操法大会といった行事の際に、広報紙に記事を掲載し、紹介しております。また、「頑張ってます」のコーナーにおいても、不定期ではありますが、消防団員に出演

いただき、消防団の活動内容の紹介や団員募集などを行っています。今後も、引き続き広報紙に消防団の活動に関する記事を掲載し、団員の士気の向上を図るとともに、町民の皆様に広く知っていただけるように取り組んでまいります。

最後に、5点目の、近頃、町内の火事が多いようですが発生数は何件ですか、とのお尋ねですが、令和2年12月に発生した町内の火災件数は0件、令和3年1月に発生した町内の火災件数は0件との報告が遠賀郡消防本部よりあっております。ただし、先日2月21日に吉田西四丁目で、建物火災が発生しております。詳細につきましては、遠賀郡消防本部が調査中ですが、家屋及び隣接する車庫を全焼しております。今後も、引き続き遠賀郡消防本部とも適切に連携しながら、火災を未然に防ぐ取組である、防火事業についても取り組んでまいります。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。津田議員。

**3 番（津田敏文）**

再質問をさせていただきます。

水巻町の脱炭素社会の取組について、現在の計画の中で、令和元年度には、平成26年度比で約17%の二酸化炭素の削減を図ることができたと答弁されましたが、具体的な取組について教えてください。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

津田議員の再質問にお答えをいたします。

平成28年に策定した地球温暖化対策実行計画では、二酸化炭素の削減量を平成26年度比で3%ということで設定しております。

二酸化炭素の排出量を計算する際には、過去1年間に使用した電気、それからガス、灯油、ガソリン、軽油ですね。この1年間分の使用量を把握をいたしまして、決められた計算式により、二酸化炭素排出量というのを算定しております。

令和元年度に約17%の二酸化炭素を削減できた要因につきましては、もちろん職員による節電等の努力がございますけれども、大きなものとしたしましては、この計画策定以降に、役場庁舎、それから中央公民館、また、いきいきほーるや図書館の空調機器を省エネタイプの機器に更新したこと。また、複数の施設におきまして、LED照明に改修する工事も行われておりますので、電気の使用量がかなり削減されているということが大きな要因でございます。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

### 3 番（津田敏文）

今後、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定を目指すとされてますが、民間業者や一般家庭を含め、区域施策編とはどのようなものですか、お聞きします。

#### 産業環境課長（藤田恵二）

お答え申し上げます。

今、我々が取り組んでおりますのが、地球温暖化対策実行計画の事務事業編でございます。

町長の答弁にもございましたが、これは町の行政機関から排出される温室効果ガスを削減するための計画でございます。

また、これから策定を目指している区域施策編でございますけれども、これは地域住民や事業者の方がメインとなるような計画でございますして、住民1人当たりの排出削減量の目標を定めたり、事業者や町民の皆様、また住民団体等が果たすべき役割などを明確にしまして、本町に適した温暖化対策を町全体で推進していくというものでございます。

この地球温暖化問題はですね、行政機関だけではなくて、地域住民や事業者の方々、関係する全ての方々の御協力が必要不可欠となりますので、今ですね、この区域施策編の策定が全国的にも求められているものということになってございます。以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

津田議員。

### 3 番（津田敏文）

続いて、役場を含めた行政機関の地球温暖化対策では、環境部署だけではなく、全庁的に取り組む必要があると思いますが、本町の状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

#### 議 長（白石雄二）

藤田課長。

#### 産業環境課長（藤田恵二）

お答え申し上げます。

地球温暖化対策につきましては、議員の言われるとおり、環境部署だけでは推進することはできません。

そのため、産業環境課では、地球温暖化の取組を推進するために、例えば全課長が参集する課長会議の中で、全課長に必要な周知を行ったり、全職員に取り組んでいただくよう、必要があるような施策につきましては、庁内メールなどを使って、全職員に対して協力依頼を行っているところでございます。

また、温暖化対策に関連の深い、庁舎内の係、12の係の係長をですね、環境推進委員という形で任命をいたしまして、環境基本計画の推進や計画の進行管理など、全庁的に推進を図る体

制を整えているところでございます。

この推進委員会では主にですね、前年度に排出された、二酸化炭素の排出量の確認とか、温暖化に対する意見交換などを行っておりますけれども、引き続きこの推進委員会を活用しながら、全庁的な温暖化対策をさらに推進していければと考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

水巻町の環境問題の取組には、幅広い年齢層からの意見等が必要だと思いますが、町の考え方をお聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

お答え申し上げます。

議員の御指摘のとおりですね、環境問題を考える上で、幅広い年齢層からの御意見をいただくということは大変有効であると考えております。

そこで、現在策定中の第2期水巻町環境基本計画の中で、近隣大学との連携という項目を掲げて、若年世代の学生からの意見を取り込んでいこうということで今後計画をしております。

今後、大学とですね、学生との、どのような連携を図れるのかってというのは、これからの検討にはなりますけれども、本町の環境課題の取組に、若い方の御意見を取り入れて、課題解決に向けていきたいと考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

地球環境のような大きな問題だけではなく、日頃から環境美化の日や堀川一斉清掃などの活動、ごみの減量化や景観対策、また、コスモスまつりや遠賀川河川敷コスモス栽培等、地域の皆様や、町内事業者の方々など、水巻町に関係する全ての方々が、身近な取組の中で一体となれることで、みんなが誇れる水巻町をつくり、このことが環境に優しい水巻をつくることにつながっていくと考えてますと、町長は述べておられます。非常に大切な取組です。継続して、「環境や自然に優しい水巻をつくる」を推し進めてもらいたいです。

答えてもらえます。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

津田議員が言われるとおりでですね、やはりみんなです、今、内容等は、先ほども言いましたけど、やはりみんなです、この問題は、町、県、国、世界です。やっばいかなければいけない。

地道ではありますけど、水巻町も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく皆さんお願いいたします。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。

続いて、水巻町の消防団について再質問させていただきます。

2月末現在で、消防団員は79名ですが、条例定数は104名。定数割れしてます。補充にどのような取組をしておりますか、お聞きします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

ただいまの質問にお答えいたします。

団員の減少、これは、全国的に課題となっております、本町でも、なかなか定数を充足するには至っていない年が、ずっと続いております。

これで、一気に団員を増やすというような得策というものは、なかなか考えにくいんですけども、今までもこれからも、広報紙、また町のホームページにも、団員を募集するような記事載せております。

こういった地道な活動を今後も続けていくことで、団員の確保に努めてまいりたいと思っておりますし、また今まで入団された団員っていうのはほとんどの方が、各分団の団員からの紹介であるとか、勧誘、そういった形をとって入団されてきておりますので、今後も、役場と消防団と適切に連携をすることで、団員の確保の取組っていうものを消防団の意見も聞きながら、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

### 3 番（津田敏文）

女性や青年の新入団員をどのように指導されてますか、お聞きします。

### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

### 総務課長（大黒秀一）

お答えいたします。

女性団員とか若い方の団員のことについての御質問というふうに思いますけれども、現在です、水巻町消防団員、先ほど言いました 79 名でしたか、その中で 6 名が女性の団員となっております。

現在のところ女性の団員につきましても、その取組の活動の内容はですね、男性の団員と全く同じでございます、火災現場でも同じような対応させていただいておるところですが、災害現場などで、女性の視点というものも重要なこととなっておりますので、今後、他の市町村の事例とかも研究しながら、女性団員に活躍いただく場をもう少し広げていく。それでまた女性団員の入団も広げていければなというふうに考えております。

また若い方、特に私どもがちょっと頭に浮かぶのが学生とかですね、そういったところの団員の確保ができればいいなというふうには思うんですけども、水巻町の中には大学がないためですね、18 歳以上の学生、これを集中的に確保するということはちょっと困難かなというふうに考えております。

ただし、そういった若い方の力というものは必要であるというふうには認識しておりますので、良いアイデアですね、こういったものについて、今後、考えてみたいとは思っております。以上です。

### 議 長（白石雄二）

津田議員。

### 3 番（津田敏文）

消防団員さんが、消防団員の証っていうのは貼っていますが、安心感があります。団員さん皆さんが貼っておられるのですか。どうでしょうか。

### 議 長（白石雄二）

大黒課長。

### 総務課長（大黒秀一）

すみません今の御質問申し訳ないんですが、もう一度、よろしいでしょうか。



議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

団員さんがですね、消防団の証っていう、このぐらいのやつを、貼ってあるんですよ。お家に。玄関の横辺りにですね。

で、それが、「あ、この方は消防団員だな」というのが分かるんですが。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（大黒秀一）

すみません、今、消防団の証ということで玄関に貼ってあると。

すみません、私の知る限りですね、役場からそういったものを発行してるという事跡はございません。

ひょっとしたらですね、分団ごとにそういったことを取り組んでおられるのかもわかりませんので、そこをちょっと調査させていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

あと消防団員の交流に、町として助成は取り組んでおられますか。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（大黒秀一）

消防団の交流――。

3 番（津田敏文）

要するに消防団が、要するに1から4団までであるから、集まったときの交流なんかに助成はされてますかっていうことなんです。

総務課長（大黒秀一）

例えば、消防の大きな行事があった際に、分団ごとで食事に行ったりとか、そういったことを聞いたことがございます。

ただそこに関しましては、役場の公費を使うわけにはいきませんので、分団の方たちが自費

でされているものと思います。

**議 長（白石雄二）**

津田議員。

**3 番（津田敏文）**

毎日新聞の全国版に、2 ページにわたって、幽霊消防団員の特集が組まれています。これを読んだ人は、自分の市町村はどうなっているんだろうと心配になります。

水巻町は、消防活動をしてないのに報酬や手当を受ける幽霊消防団員はいませんと、答えをいただきましたが、町民にどのように伝えることをお考えですか、お聞きします。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**総務課長（大黒秀一）**

今の御質問ですけれども、町民からそういった問合せはあっておりませんので、特に積極的に、「私どもには幽霊団員はいません」というようなことの周知は行う予定はございません。

[ 「以上、終わります。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

いいですか。ほかに。いいんですか。

以上で、1 番、水清会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。2 番、日本共産党。はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

5 番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をさせていただきます。

最初に、1 番、吉田町営住宅住替事業について。

先日、第 2 回目の住民説明会が行われ、突如、東水巻駅に近い 32 棟から 36 棟を住替優先地区として設定するとの説明がありました。一律に平等に住替事業が始まると思っていた住民から、不満や疑問の声が出ています。第 1 回の説明会ではされなかった説明で、「どうせ転居なら

早く」と考えていた世帯にとっては、出足をくじかれた形となり、町への信頼が揺らいでいます。

住民との信頼関係がなければ、人の居住権に関わる住替事業はスムーズに進みません。住替優先地区設定の経過について、議会にも住民にも納得のいく説明が必要です。説明を求めます。

## 2、高齢者タクシー助成制度の創設について。

昨年、町がコロナ対策で行った町民1人1万円の商品券は、タクシーにも使えると、高齢者からも好評でした。

福岡市では70歳以上の方に、バス、JR、電車、タクシーなど、あらゆる交通手段に使える「高齢者乗車券」を交付し、高齢者の移動を支援しています。

また、近年、高齢ドライバーによる交通事故が増え、免許証を返納する高齢者が増えています。当町では病院や買い物に行く町内の移動手段が乏しいため、免許証を返納したいができないという人が少なくありません。

現在、町には無料の福祉バスと、南部循環バス等の市営バスが運行されていますが、町民からは「時間がかかりすぎる」、「目的地の近くまで行けない」、「福祉バスは買い物カートが載せられない」など、使いにくさの声があり、利用者が広がらないことが課題となっています。

当町に住む高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する「高齢者タクシー助成制度」を創設し、高齢者の移動を支援することを求めますがいかがですか。

## 3、福岡県感染拡大防止協力金の対象外事業者への町の独自支援について。

福岡県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店等に対し、営業時間短縮要請を行い、協力事業者に対し協力金を給付しています。1日当たり6万円で、第1期は1月16日から2月7日までの23日間で138万円、第2期は2月8日から2月28日までの21日間で126万円、第3期は3月1日から7日までで、今現在変わっておりますが、1日当たり4万円です。この協力金は、飲食業と限定されており、それ以外の業種や営業時間がもともと20時までの店舗や、テイクアウト専門店は対象外です。

緊急事態宣言のもと外出が自粛される中で、理美容等、その他の事業所も売上げは減少しています。緊急事態宣言の影響緩和にかかる一時支援金もありますが、その額は少なく、一切支援のない業種もあります。そういった事業者の方から「不公平だ」、「差別しないでほしい」、「うちも苦しい」との悲鳴が聞こえています。そこでお尋ねいたします。

町内のどの事業所も潰さないとの覚悟で、全ての町内事業者がコロナに負けず営業を継続できるよう、町として財政調整基金を取り崩すなどして、独自支援を考えていただきたいが、いかがですか。

## 4、町の洪水対策と防災について。

「町のすぐそばには遠賀川があり、大雨や台風の接近に伴い洪水や高潮が発生する可能性がある」と、「みずまき防災マップ」に書いてあるとおり、町民の最大の心配は遠賀川の氾濫です。特に異常気象による各地での災害は、特に町南部地域の住民にとって不安は大きいものです。

「みずまき防災マップ」には、「災害時に適切な避難行動をとるためには、避難の必要性やタイミングを自分自身で判断する必要があり、そのためには、正しい情報を早めに収集することが大切です。」とあります。

これまでも、町民への情報伝達手段や避難方法については、議会で数多く議論され、特に「みずまきコミュニティ無線」が大雨や台風などの際には効果が薄いことや、高齢者や障がいのある方への情報伝達方法、避難方法について議論されてきました。

その中で、我が党は平成30年9月議会で4回目となる各家庭への「戸別受信機」の設置を求めました。町長は、「戸別受信機が災害時に有効な情報伝達手段の一つであることは十分認識しているが、多額の費用と固定経費がかかるため携帯電話を持たない世帯への情報伝達手段として、自宅の固定電話やファックスで防災情報を受け取ることでできるサービスの導入を検討していきたい」と答弁し、その後、令和元年6月から「災害情報等配信サービス」の運用が開始されました。

そこでお尋ねいたします。

(1)「災害情報等配信サービス」が、対象世帯へ100%配信されることが社会的弱者の命を守るために町ができることのひとつだと考えますが、申請世帯ではなく、対象世帯全てにサービスの提供を行ってはいかがですか。

(2)岡垣町が設置しているような「戸別受信機」の設置は、緊急時に屋内で確実に正しい情報が伝わるという第一義的な役割だけでなく、イベントなどの行政情報や各自治区や校区などからの地域情報も伝えることができ、地域コミュニティの形成にも大きく役立っています。

災害時には、「共助」、「地域防災組織」が強く求められますが、その形成のためにも今後は屋外のコミュニティ無線ではなく、屋内の戸別受信機へと計画的な整備を進めていくことが必要だと考えますが、いかがですか。

(3)水巻南部地域は、洪水浸水想定水深でほとんどの地域が3メートル以上の2階まで浸水する地域とされているのに関わらず、洪水の際の避難場所は伊左座校区にはなく、吉田校区の吉田小学校と福祉松快園となっています。特に、携帯も持たない一人暮らしの高齢者や障がいのある方などは、情報を早めにキャッチできないだけでなく、移動も困難です。これらの方々の命を守るには、自助・共助・早めの避難ですが、要支援・要介護者などに対して、介護事業者などと連携して避難を誘導することができないかと考えますが、いかがですか。

以上、一般質問の冒頭質問を行います。町長の簡潔明瞭な答弁を求めます。以上です。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田町営住宅住替事業について、の御質問にお答えします。

これまでの議会でも御説明いたしましたように、「吉田町営住宅建替基本計画」が白紙となったことに伴い、吉田町営住宅1棟から36棟にお住まいの入居者を対象とした住替事業を令和3年度から実施することになりました。

本事業について、事業の経緯や内容、また住替えに伴う移転補償や協力金、住替え後の家賃など、様々な条件等について、令和2年8月に実施しました住民説明会において、対象住棟の入居者の皆様に御説明させていただきました。また、今後の実施計画の参考資料とする「住替

意向調査」も併せて実施し、この意向調査の結果と町の政策等を総合的に考慮した上で、令和3年度以降の事業について、政策決定した次第です。

このことについて、御質問にもありますように、令和3年2月12日から、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し、密の状態になることを避けるため、4回に分けて第2回目となる住民説明会を開催し、吉田町営住宅1棟から36棟にお住まいの皆様に御説明いたしました。

この説明会の内容につきまして、先日の総務財政委員会における説明と重複いたしますが、この場をお借りして御報告させていただきます。

第1回目の住民説明会の実施時にあった契約戸数は70戸でしたが、居住実態がなかった2戸と入居者の死亡による1戸の、合計3戸が対象外となったため、67戸を対象として、第2回目の住民説明会を実施いたしました。住民説明会には、当該事業の対象となる全戸数の73.1%にあたる49戸の入居者の皆様に御出席いただいております。

第2回住民説明会の内容でございますが、「吉田町営住宅建替基本計画」が白紙となった経緯及び移転条件を再度御説明いたしました。

この吉田町営住宅1棟から36棟の住替事業における令和3年度の事業では、町が提示する吉田町営住宅中層耐火5階建てにおける1、2階部分の空き住戸約20戸や、それ以上の階層の住戸を希望される方、またそれ以外にも、鯉口町営住宅や、二町営住宅などに住替えを希望される方なども対象となることを御説明いたしました。

なお、吉田町営住宅中層耐火5階建てへ住替えで、同一住戸に希望者が多数おられる場合は、抽選により公平に入居者の決定をすることとしています。抽選に漏れた希望者は、令和4年度以降の事業対象とすることとしています。

また、今回、吉田町営住宅32棟から36棟の地区を住替優先地区とすることも、併せて御説明いたしました。

そこで、住替優先地区設定の経過について、議会にも住民にも納得のいく説明が必要です。説明を求めます、とのお尋ねですが、第2回住民説明会の開催時にも入居者の皆様に御説明いたしました。JR東水巻駅に隣接する、吉田町営住宅の32棟から36棟の地区を住替優先地区として設定したものであり、この住替優先地区は、水巻町の重要な交通の拠点であるJR東水巻駅の利便性向上と、駅周辺の環境整備を推進するため、当該地区入居者の皆様に早期に住み替えていただくよう、政策決定をしたものです。

この政策決定をしました経緯でございますが、現在、JR水巻駅と並ぶ水巻町の顔であるべきJR東水巻駅の利便性の悪さが挙げられます。令和3年1月に、新しいJR折尾駅がオープンいたしました。JR東水巻駅は、JR折尾駅までひと駅の区間で、所要時間も約3分という優れた立地にあり、乗換を含めると、北九州、福岡、筑豊方面へ容易にアクセスできる潜在的に需要が高い資産であると考えられます。しかし、現在のJR東水巻駅には、利用客の送迎に適したロータリー等の、駅を有効に活用できるような設備がありません。これにより、JR東水巻駅は大変利用しにくくなっており、通勤や通学の送迎などのニーズがあるにも関わらず、そのニーズに対応できていないことから利用客の減少を招いているとも考えられます。

また、令和2年4月と8月に、吉田ぼた山跡地に商業施設がオープンし、JR東水巻駅前を歩いて買い物に行く人の流れもできており、今後の吉田地区の賑わいを創出するために欠かせ

ない重要施設と考えています。

本町といたしましては、この優れた潜在的需要を持つJR東水巻駅を有効的に活用するため、この吉田町営住宅1棟から36棟の用途廃止に伴う住替事業の実施に併せて、町の玄関であり、町の顔でもあるJR東水巻駅の利便性向上と、駅周辺の環境整備を実施するべく、吉田町営住宅32棟から36棟の地区を住替優先地域として政策決定いたしました。

一律に住替え希望を募り、希望者多数の場合は抽選を実施することも検討いたしましたが、JR東水巻駅の今後の利活用を考えますと、吉田町営住宅1棟から36棟の住替事業の実施に合わせて、この機会に駅周辺の環境整備に着手することが望ましいとの結論に至ったものでございます。

御質問の中で、突如住替優先地区として設定した、との御指摘でございますが、本町といたしましては、事業実施計画を検討する中で、住替優先地区の設定について政策決定に至ったものであり、住替優先地区を設定した経緯については、住民説明会等の際、丁寧に住民の皆様にご説明していますが、今後も丁寧な対応を継続してまいります。

なお、住替優先地区にお住まいの入居者の方々の移転が完了いたしましたら、速やかに町営住宅としての用途を廃止した後、ロータリー等、駅周辺の環境整備に向け検討をしていきたいと考えています。

早期に住替えをしたいとの御希望がありながら、優先地区以外にお住まいの方には、御不便や御迷惑をおかけするかもしれませんが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、高齢者タクシー助成制度の創設についての御質問にお答えします。

当町に住む高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成する「高齢者タクシー助成制度」を創設し、高齢者の移動を支援することを求めますが、いかがですか、とのお尋ねですが、御承知のとおり、本町では、令和2年4月1日から高齢者運転免許証返納支援事業を開始し、運転免許証を返納した70歳以上の方に、1万円分のタクシーチケットの交付を行っています。

このことにより、免許返納後の移動支援として一定の成果はあると考えています。

また、福祉バス等の利用については、様々な課題があることは認識しており、現在、企画課において町の公共交通体系の現状の把握と、今後の公共交通体系の在り方についての調査・検討業務を行っているところです。

その上で、より利便性の高い移動手段の確保に向けて、今後さらに検討してまいります。

次に、福岡県感染拡大防止協力金の対象外事業者への町の独自支援についての御質問にお答えします。

町内の「どの事業所も潰さない」との覚悟で、すべての町内事業者がコロナに負けず営業を継続できるよう、町として財政調整基金を取り崩すなどして独自支援を考えていただきたいが、いかがですか、とのお尋ねですが、既に御存じのとおり、本町ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症の災禍に見舞われた町内の商工業者の皆様に対して、町独自の支援策として多くの施策を実行してまいりました。

令和2年度一般会計補正予算第2号で措置した町独自の支援策第1弾では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、店舗や施設の使用を休止、または、飲食店による営業時間の短縮等に御協力いただいた町内の事業者の皆様に対して、10万円の協力金を支給させていただき

ました。なお、この時点において事業実施のための財源確保の見通しがなかったことから、不足する1000万円は財政調整基金から繰り入れて予算を編成しました。

また、第1弾のもう一つの事業として、町内の飲食店のおすすめメニューや、テイクアウト・デリバリーのメニューなどを写真つきで紹介する、フルカラーの水巻エール飯支援冊子を作成し、全戸配布を行いました。

次に、一般会計補正予算第3号において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業費1億5000万円の町内事業者持続化緊急対策支援事業を計上しており、臨時交付金だけでは不足する財源については、財政調整基金6000万円を繰り入れて予算対応したところです。

この事業につきましては、第2弾の支援策として、コロナ禍にあって、引き続き事業を継続する町内の事業者を対象に、一定の条件のもと、売上の減少率等に関わらず、一律15万円の支援金を支給させていただきました。

さらに、第3弾の支援策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活に多大な影響を受けた全ての町民の皆様生活を支えるとともに、町内事業者の皆様を支援し、地域経済の活力を取り戻すことを目的として、また、本町での子育てを応援するため、令和3年3月末日までに出産予定の方も含め、全町民に対し、1人1万円分の水巻町生活支援商品券を支給いたしました。この生活支援商品券事業については、総額2億9500万円という本町にとっては大規模な事業であり、その財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5000万円を充てたほか、不足する1億4500万円については、財政調整基金を取り崩して財源を確保したところです。

加えて、支援をより確実かつ効果的にするために、同時に、商工会の協力のもと、補助金3500万円を活用していただき、20%のプレミアム付商品券を総額4億2000万円の規模で発行した事業については、皆様の御協力もあって、全て完売となっております。このプレミアム付商品券事業を実施するための商工会への補助金についても、追加となった費用3000万円については、財政調整基金からの繰入れを行い予算対応したところです。

一方、現在継続中の事業といたしましては、事業の継続に必要な経費の中で、とりわけ大きなウエイトを占める家賃について、国の給付金や福岡県の支援金に上乗せして支援を行う、家賃軽減支援事業を実施しております。

さらに、二度目となる緊急事態宣言を受け、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮など、様々な要請の長期化による町民の皆様や町内事業者等の疲弊感の緩和を図り、ポストコロナに向け力強い一歩を踏み出していけるように、全町民を対象に2回目の「水巻町生活支援商品券」給付事業を実施させていただくため、今議会での補正予算案の御審議をお願いしているところです。

また、質問の中にもございましたが、国は緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛等により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を予定しているようでございます。なお、この一時支援金の申請受付は、昨日3月8日から開始されました。

この一時支援金に関しては、都道府県知事から時短営業の要請を受けていない飲食店や食品

加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、生産者、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等、福岡県感染拡大防止協力金と比較して、対象範囲が広がっているようですが、給付要件等については現在も検討途中の部分もあるようで、今後変更になる可能性がございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、まだまだ予断を許さない状況であり、国や福岡県の新たな支援措置が講じられる可能性も考えられます。

このような状況の中、本町といたしましては、現在継続中の支援策と、第2回生活支援商品券給付事業に注力しつつ、各種の経済対策や雇用対策、また中小企業・小規模事業者対策等の動向を見据えながら、今後、国、県が実施する支援策に加え、どのような支援策が町として実施できるのかなどについて、町内商工業者の皆様と協議、連携をさせていただき、検討を行っていきたいと考えております。

最後に、町の洪水対策と防災について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、「災害情報等配信サービス」が、対象世帯へ100%配信されることが社会的弱者の命を守るために町ができることの一つだと考えますが、申請世帯ではなく、対象世帯全てにサービスの提供を行っては、いかがですか、とのお尋ねですが、「水巻町災害情報等配信サービス」は、令和元年6月から運用を開始しており、主に携帯電話を持っていない方や、パソコンの操作が苦手な方が利用されることを想定しています。

まずは、このサービスの導入の経緯について御説明します。

本町では、防災情報や避難情報などの緊急を要する情報を、迅速かつ正確に伝えるために、町ホームページへの掲載、携帯電話へのエリアメールの配信、登録制の防災メールまもるくんの配信、コミュニティ無線の放送、広報車での巡回などを行っています。また、福岡県防災情報システムを利用し、Lアラートも活用しております。このLアラートを活用することにより、本町の防災情報や避難情報が、テレビ・ラジオ等の事業者に対して発信され、情報を受信した事業者が、放送内容に反映させることで、確実かつ効率的に住民へ広く周知することが可能になっております。

具体的な例を挙げると、大雨や台風の接近により、災害が発生するおそれがある場合に、テレビ画面にL字型の字幕やテロップが表示されることがありますが、表示されている内容については、Lアラートから各市町村が発信した情報が多く含まれています。その他にも、テレビのデータ放送で確認できる情報にも、Lアラートで各市町村が発信した内容が反映されております。

以上のように、様々な方法で本町から情報を発信しておりますが、携帯電話を持っていない方や、パソコンの操作が苦手な方には、必要な情報が伝わりにくいこともあるため、希望される方に対して、固定電話またはファックスへの無料の災害情報配信サービスを行うことにいたしました。

防災で最も重要なことは、自助・共助であります。まずは、自分の命は自分で守らなければなりません。そのために、町民の皆様には、正しい情報を自ら積極的に収集していただく必要があります。

御質問にあります「対象世帯」については、高齢者や障がいを持たれている方を指しているものと思われませんが、高齢者や障がいを持たれている方全員が、このサービスが必須であると



ということではございません。具体的には、テレビやラジオから防災情報や避難情報を既に取得できている方や、携帯電話でエリアメールを確認できる方などには、このサービスは特に必要ないものと考えております。

対象者の方については、水巻町災害情報等配信サービス実施要綱において、本町に居住する方、もしくは本町に親族等が居住している方としており、年齢要件などを設けておりません。これは、サービスを必要とする方に広く御利用いただけるようにと考えたものであります。

仮に、年齢要件などを設けて、「水巻町災害情報等配信サービス」から、一律に情報配信を行った場合、先程申し上げた必要でない方にも情報が配信されることとなります。そのため、一律に情報配信を行うことは、必ずしも効果的ではないと考えております。

ただし、現状ではこのサービスの認知度は低く、今後も継続して周知を図る必要があります。これまで、広報紙及びホームページへの記事の掲載、各自治会の回覧板での周知、関係機関や窓口へのチラシの設置、各種会議の場で周知を行うなどの取組を進めておりました。

また、各自治会からの依頼に基づく防災・減災の行政出前講座においても、サービスの内容について説明し、さらに利用を希望する方には、その場で申請書を記入していただいております。また、区長などを通じて、サービスが必要と思われる方に声掛けもしていただいております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、各自治会での行政出前講座の実施回数は減少しておりますが、今後も必要な方に、「水巻町災害情報等配信サービス」を利用いただくために、様々な方法で周知徹底に努めてまいります。

次に2点目の、今後は屋外のコミュニティ無線ではなく、屋内の戸別受信機へと計画的な整備を進めていくことが必要だと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、平成30年9月議会において答弁しましたように、戸別受信機は、役場から発信した防災情報を自宅で受信することができるため、災害時に有効な情報伝達手段の1つであることは十分認識しております。しかし、ハード整備を含めた設備導入には多額の費用がかかること、そして導入後にも毎年、数百万円単位の固定費用がかかる見込みとなっており、さらには、これらの機器や受信機の全ては、いずれ新たに更新する必要があります。

以上を踏まえまして、導入時、導入後にも多額の費用がかかる戸別受信機ではなく、登録制の「水巻町災害情報等配信サービス」を開始いたしました。

先程申し上げましたが、防災で最も重要なことは、自助・共助であります。また、災害時だけでなく、平常時から防災についての意識を持っていただく必要があります。

本町としては、地域の防災において重要な役割を果たす自主防災組織設立の支援や補助に加え、各自治区での行政出前講座を実施し、自助・共助の意識の向上、防災知識・防災意識の向上に積極的に努めているところです。

また、今年度より防災士育成事業を開始しております。内容としては、福岡県が防災士の養成研修・試験を実施するもので、本町は、受験される方の教本代、受験料、認証登録料を負担しておりますので、本人の受講に係る費用は無料です。

今年度、町内にある14の自主防災組織に案内をしたところ、2つの自主防災組織から、合計3名の方が受験されています。この事業は、来年度も引き続き実施してまいります。

防災士とは、「自助・共助・協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期

待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人になります。

防災士の活動例として、平常時は自主防災組織の組織化、地域における防災知識の普及・啓発、各家庭での防災備蓄・減災対策の呼びかけ、地域の危険箇所の確認、防災訓練への参加・実施などがあり、災害発生時には、高齢者等の避難支援、初期消火活動、負傷者の救出活動、避難所の運営などが挙げられます。

奈良県にある平群町は、自主防災組織の設立を身近な地域コミュニティ活動の一環として位置付けております。具体的な内容としては、はじめに、災害と地域について勉強し、地域内の防災活動の必要性を確認する。次に、防災活動が必要だと考える住民が集まり、地域でどんな防災活動をどのように進めるか相談する。最終的に、防災活動を地域内に広げていき、自主防災組織の活動を開始し、地域コミュニティ活動の活性化を図るというものです。

本町でも、自主防災組織の設立支援に加え、防災士育成事業を行っているため、地域コミュニティ活動活性化の一助となっていると考えています。

また、「水巻町災害情報等配信サービス」は、災害情報のみの配信だけではなく、児童クラブを利用する保護者に対して、児童クラブの閉所情報の配信、区長に対して、お住まいの地区の周辺情報の配信など、様々な情報配信ができるものとなっています。

今後、「水巻町災害情報等配信サービス」を活用した行政情報などの配信についても検討しておりますので、現時点では、戸別受信機の計画的な整備は考えておりません。

最後に3点目の、水巻南部地域は、洪水浸水想定水深でほとんどの地域が3メートル以上の2階まで浸水する地域とされているのにもかかわらず、洪水の際の避難場所は伊左座校区にはなく、吉田校区の吉田小学校と福祉松快園となっています。特に、携帯も持たない一人暮らしの高齢者や障がいのある方などは、情報を早めにキャッチできないだけでなく、移動も困難です。これらの方々の命を守るには、自助・共助、早めの避難ですが、要支援・要介護者などに対して、介護事業者などと連携し避難を誘導することができないかと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、まず、本町では、避難行動要支援者の円滑な避難の確保を図るために、避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難行動要支援者名簿に掲載する方の要件につきましては、1点目は、要介護3以上の判定を受けている方。

2点目は、下肢、体幹、視覚、聴覚のいずれかの障がい有しており、かつ、総合等級が1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。

3点目は、療育手帳を所有し、障がいの程度が重度の判定を受けている方。

4点目は、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方。

5点目は、災害時の避難等に際して登録を希望する方。

以上の5点に該当する方を対象としています。

また、避難行動要支援者に対して、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするため、自主防災組織と協力し、個別計画の策定を進めております。

個別計画とは、避難行動要支援者の実情を考慮した上で、避難方法などを記載した具体的かつ実効性のある避難支援計画となっています。

ただし、各自主防災組織に対して、個別計画策定の働きかけをしておりますが、人手不足や、負担が大きくなるため、現時点では、まだまだ全ての自主防災組織で個別計画の策定ができる体制が整っているとは言えません。

今後も、各自主防災組織で個別計画の策定が進むような体制の構築に努めてまいります。

次に、介護事業者などと連携した避難誘導についてですが、災害が発生するおそれがある場合は、まず、その介護事業者を利用している方の避難誘導が第一になり、そのほかの方の避難誘導を行う余裕はないものと思われまます。

また、水巻町地域防災計画にも、介護事業者に避難行動要支援者の避難誘導を依頼するなどの記載はありません。

以上の理由から、現時点では、避難行動要支援者に対して介護事業者などと連携し、避難誘導を行うことは難しいと考えています。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

#### 6 番（中山 恵）

6 番中山です。吉田町営住宅住替え事業についての再質問でございます。

令和2年の3月議会で白紙になってから、コロナ禍の中で今でも住民の皆さんは日々不安な生活をされております。

1棟から36棟の住民の方は、1回目の住民説明会で多くの方は住替えについて納得されたわけです。

同一住戸に多数の希望者がいても抽選になることも理解できておりましたが、2回目の住替優先地区の説明には納得できておりません。

東水巻駅の環境整備を推進するのであれば、なぜ1回目の説明会でも話ができたのではないかと感じております。

住民の方もきちんと説明があれば納得できたと思います。

なぜ本当、急にこのような優先地域、このことが2回目の住民説明会で行われたか、お答えをお願いします。

#### 議 長（白石雄二）

古川課長。

#### 住宅政策課長（古川弘之）

中山議員の御質問にお答えします。

令和2年8月に第1回目の住民説明会を実施いたしました。その際は、答弁にもありましたように、吉田町営住宅建替基本計画が白紙になったことを丁寧に説明させていただき、その代わりとなる代替事業である、住替事業について、その概要を説明させていただきました。

それと同時に、併せて住替意向調査というのを実施しまして、住民の方の意向をお聞きして、それをもって、令和3年度以降の事業に結びつけようということであったところでございます。

ですから、その時点では、まだ優先地区という内容・決定事項はありませんでした。

で、それをもとにいろいろ、意向調査の結果ですね、例えば吉田町営住宅、1階2階の希望の方が非常に多いこととか、そういったことを考慮しまして、そういった1階2階の空き住戸を、これ有効活用しながらということと、あとは、やはり先ほど答弁にもありましたように、東水巻駅の、これ利活用、環境整備、それも併せて考えたほうがいいんじゃないかということで、今回の事業決定にした次第でございます。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

中山議員。

**6 番（中山 恵）**

今後ですね、丁寧な説明をされると思います。

でも、このコロナ禍の中で一番大切なことは、住民の皆さんの気持ち、心が本当に大切と考えるべきです。

夜の吉田団地の様子を、課長たち、見たことございますか。

見たことあると思ったら、こんな大変な中で生活をしていらっしゃるということの住民の皆さんの気持ちを考えてください。

そして吉田団地ですね、近隣の住民の住宅にも不審者が今出ております。とても怖かったという意見、お声も聞いておりますので、来月ですかね、4月のまた3回目の住民説明会があると伺っておりますので、本当に皆さんの気持ち、しっかりこのコロナ禍の中で、また高齢者、そしてひとり暮らしの方の気持ちを大切に、納得がいく説明を、対応をしていただきたいと思いますと考えております。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

吉田団地の件についてです。

先ほど課長からありましたように、令和2年8月の時点では、そういう東水巻駅の整備はまだ入ってなかったと。

で、政策決定されたということなんですけれども、政策決定、決めたのはいつですか。

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

令和2年11月末でございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

11月末の時点にね、政策決定、政策会議が開かれたということなんですけれども。

これほど大きなですね、また東水巻駅の前を整備して、ロータリー造って駐車場を造ってということになるんだろうと思うんですけど、そういう大きな事業をするのにね、吉田団地を今、安心して住み替えていただくということが大きな1番重大なものでやっとなし令和3年度予算に入ると。やっとなし始まるというときにですよ。急に11月に政策会議が決まったからと言ってね。

確かに私たちも何度も東水巻駅の整備はしてほしいということを申し上げてきました。それであそこが有効な、利便性のあるものだという提案も今までしてきました。だからそのことについて反対するものではないんです。

しかし、順序が違いますかということをお願いいたします。

今は住民の皆さんが安心して住み替えていただくことが先なんです。だから住民の皆さんも不信抱いてるんですよ。

何でこんなに急に政策決定でね、方向が変わるんですか。

中期財政計画も見ました。マスタープランを見ました、私。まちひとしごと総合戦略も見ました。どこにも東水巻駅を先に整備すること一言も書いてありません。

何ですかそれ、何で急に始まるんですか。おかしくないですか。

水巻駅の開発もそうでしたよね。ロータリーを便利にしやすいようにするって。いつの間にか気がついたら、頃末南、なんか再開発事業と、大きな事業になってしまう。

こんなもん、じゃあどうするんですか。これいっぱい、こんなまちづくりマスタープラン、総合戦略、財政計画立てて。

— 資料を示し、机に何度も叩きつける —

急に入ってくるんですか。おかしいでしょうそんなの。この町のまちづくりどうなっとんですか。そんなこと町民が納得するわけないやないですか。

ありがたいですよ。きれいにしていただくのは。だけど今は住民が安心して住み替えていただくことを一生懸命やってんでしょ。

何で急に入ってきたか説明してください。

議長（白石雄二）

はい、古川課長。

### 住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員の御質問にお答えします。

やはり岡田議員がおっしゃるように、今住まれてる入居者、このことを第一にやっぱり考えています。

その中で、今回2月に説明会実施しました内容といたしましては、改修後の住居、例えば鯉口とか、二とか、そういった住居の内容を説明したところ、参加者の中にはですね、「あっ、二にも行ってもいいやないか」と、あるいは、「鯉口にも行っていいんやないか」というふうな声も聞かれました。

ですから、入居者のことを第一に考えて、今考えられるのは、空きストック、そういったストックをとにかく重視して、それを活用していく。そういった事業をしています。

その中で同時に、東水巻駅の利便性。さっき言われましたように治安の関係とかあります。そういったことも踏まえた形で事業を進めていくというふうな内容でございます。

ですから、例えば東水巻駅全体の除却をどうするかってのはまだ決まっておりませんが、今後ですね、それは検討していくというふうな内容になっています。

以上でございます。

### 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

### 5 番（岡田選子）

まちづくりってね、私たちが何回も一般質問でも東水巻駅の整備も環境も言ってきましたよ。けど、そのときにはね、いつでしたかね、それ言いましたね。言ったときには、もう今後の開発状況を見ながらとか言って、それは令和2年9月議会の答弁でしたかね、建設課長の。

ほとんどJR東水巻駅のことなんか言ってませんよ。

今にも開発を進めようとかいう考え方が、本当、これっぽっちも私たちに届いてませんよ。おかしいんじゃないですか。

建設課長、マスタープランについてどう考えてます。

### 議 長（白石雄二）

課長。

### 建設課長（北村賢也）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

マスタープランは、町の将来像を示すものでありまして、おおむね長期間にわたって町がどうあるべきかということを書いてございます。

区域につきましても、各小学校区と地域地域で分けて、いろいろと目標、それから土地の活用等のことを書いております。

吉田団地周辺につきましても、ちょうど用途地域が商業地域となっておりますので、今後の検討ということです。

先ほどの古川課長からも答弁ありましたけども、駅の周辺は一応公園ということで、建設課で管理しております、今回、駅のロータリー、駐車場という話ありましたけども、まず駅の利便性を上げるということと、あとその先にですね、まだ時間がかかるとは思いますけれども、吉田団地の跡地の利用。ここが一番のメインでございますので。

今回はあくまでも駅の利便性を向上ということで、令和3年度予算にも計上させていただいておりますけども、マスタープラン等の中で、吉田団地全体のこともですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

じゃあ、このマスタープランね、2018年にできたばかりなんですよ。

これも私、「10何年、20年近くつくってないでしょ」って前建設課長に言って、言ったらやっとなつたんですよこれ。

そしたら2018年につくってね、これにはね、東水巻駅のことなんかほとんど書いていないんですよ。

それで令和3年度またマスタープラン1千何万の予算使ってつくるわけでしょ。

それは東水巻駅を書かないといけないと思ったからつくるんですか。

**議 長（白石雄二）**

北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

今回のマスタープランですけれども、県の上位計画が変更になるということと、あとは数年前から、県下全体で街路事業、道路の見直しを行っております。

この見直しも、令和2年度でようやく終わりますので、その辺りを十分に反映させるということになっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

東水巻駅を整備していただくことは本当にうれしいことです。今まで言ってきて、ほとんど

見向きもされない中で一生懸命言ってきました。町長が見向いてくださってありがたいことだと思ってます。

けどですね、きちんと計画に上げながらまちづくりは進めないと。何でこういうふうに急が上がってくるのかなって。

政策会議で、町長のトップダウンですか。何なんですか。こういうの。これで、水巻のまちづくりこんなんでいいんですかね。

町長選挙のときの公約に町長が挙げたいからですか、急に挙がってきたの。

これに書いてるでしょう。町民の役割、町民はまちづくりの主役としてって。町民が主役になってないんじゃないですか。

今、町、一生懸命住替事業をやって、気持ちよく住み替えていただこう、こっちも協力して住み替えようって、住民が一生懸命してるときに。最初と言ってることと違って、「いやいや、32棟から36棟が優先地域です。こっちの人が先に優先して引っ越させます」って。後の人そりゃ感じ悪いですよ。

まちづくりねえ、もうちょっときちんとやってくださいよ。

悪いことじゃないけど順番が違う。マスタープランにも財政計画にも何も載ってないことがぼんと出てくる。何なんですか。

本当に必要だと思ったら、これまでの答弁だってそういうふうな答弁があっただけじゃないですか。

まあこれだけの時間がないので。きちっとそこはですね、住民の皆さんに説明が要ると思いますので。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 5 番（岡田選子）

いや、いいです。町長答弁いいです。次続けます。次ですね、何だっけ。高齢者のタクシーの助成制度の創設についてですが、先月配られました高齢者福祉計画を読みました。これの中にも、いろいろ載ってますね。移動、高齢者が移動するってということについてね。大変不便だとか、不安だということが載ってあります。そのための基本施策として、安心して生活できる住環境の整備として、移動支援の仕組みづくりの推進というふうに、きちっとこの高齢者、もうできたばかりの高齢者福祉計画にも、高齢者の移動の問題がね、きちっと取上げられております。そういう中で、私どもが今言ってるのは、現実には、福祉バスはなかなか利用しにくいという声をたくさん聞いておりますし、それで令和2年度ですね、公共体系何とか調査、予算ついてましたね600万。その報告がね、もう年度末だということにね、担当課にも1回聞きましたが、何もないんですよ報告が。今回行政報告にあるかと思ったらそれにもないんですよ。どうなってるんですか。



議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今、御質問でございます、公共交通体系調査検討事業でございますが、こちらにつきましては、令和2年度予算措置をして、現在、業務をやっておるところでございますけども、昨日の補正予算第10号の中でもですね、繰越明許を、お願いをしております、令和3年度に繰り越す形になっております。

繰越しの理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響や、非常事態宣言の発出などによりまして、まず、業者選定のプロポーザルの実施が遅れ、契約の締結が7月になったということ、それから、住民アンケートを予定しておるんですけども、住民アンケートによる意識調査への活動自粛の影響等を調整をしておりましたため、約3か月ほど、契約期間を延長をさしてもらおうという形で考えております。

こちらにつきましては、契約期間を6月末までといたしまして、9月議会におきまして、議会への報告を予定をしております。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6番（中山 恵）

高齢者タクシーの助成制度の創設についてですけれども、高齢者の皆さんが社会参加を推進するためには、タクシーは必要な交通手段となっております。

高齢者の運転免許証返納の事業は本当に皆さん喜んでおられました、一度だけの1万円のタクシーチケットの交付ですよ。

またこれは運転免許証を持っている方のみの方です。病院やお買物のときには特に、タクシーを利用される方、多くおられます。中には御近所の方やお友達とですねタクシーを乗り合っ、タクシーを使っている方、初乗りだけでも、皆さんと一緒に乗って利用されております。

また、このコロナ禍によって町内のタクシーの利用の数も減っておりますし、タクシードライバーの方も出勤しても売上げが全くないという悲鳴の声をたくさん聞いております。

せめてですね、タクシーの初乗り料金だけでも助成があれば、町内の高齢者の方やタクシーの会社の両社にとって喜ばれる事業ですので、ぜひ検討していただきたいと考えております。

[ 「答弁、答弁お願いして——時間がないから早くしてください。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

吉田課長。

## 福祉課長（吉田奈美）

中山議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、水巻町、現在福祉バスが走っておりますけれども、非常にたくさんの課題を抱えております。

ま、確かに使いにくいとか。もともとお買物支援のための交通手段ではございませんでしたので、カートが載せられないとか、今の時代にそぐわない課題がたくさん出てきております。

御指摘のとおり、タクシー助成券、タクシーの初乗り券の配付、交付等については、一つの案ではあるかと思っておりますけれども、先ほど企画課長が説明しましたとおり、一応公共交通の、まず水巻町がどういう課題を抱えていて、今、公共交通として、どのような資源を持っているかっていうところの課題の抽出と方策の検討といいますか、提案をまとめておるところでございますので、まずそこを、その結果を踏まえて、本町に一番必要な公共交通の在り方というのはどういうものかっていうのを検討していくべきであろうと思っておりますので、町長が答弁しておりますとおり、これからより利便性の高い交通手段の確保というところは、また令和3年度検討することになろうかと考えております。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

企画課のほうのね、あの報告もね、丁寧な説明って言葉で言いながらですね、一般質問では丁寧な説明をしてですね、私どもの質問時間を奪うというようなことをしておりますので、本来ならばですね、きちっと、委員会等でそういう今の経過、遅れているっていうこともね、しっかり、本当はそこで、丁寧な報告をするべきじゃなかったんですか。

そういうふうに私は思っておりますので言うておきます。

それと支援金の事業もですけども、一応検討していききたいという答弁いただいておりますので、しっかりこれは検討していただいて、町民の皆さん、事業者の皆さん、分断するようなことはやめていただきたい。

それと洪水対策と防災についてですけども、もう勝手に解釈していただいて答弁長々いただいておりますが、私は対象者は、障がい者と高齢者とは言うておりません。

ですからね、もう少しですね、こちらの真意が伝わってないのかこちらの質問の仕方が悪いのか、わざと質問をそらしてるのか、意図をそらしてるのかわかりませんが、こういう本当に私たちが求めていることではない答弁をね、長くするのは本当にやめていただきたいんです。

もう一般質問の時間はね、議員の時間ですから。議員の一般質問の時間ですから。奪うような答弁をするのは今後一切やめていただきたいと思っております。

それで、対象者というのはですね、私が言いましたのは、携帯電話を持っていないという、そういう方々のことを指したんですよ。

だからこれがしっかり皆さんに本当に必要な人に行き届かないと何もなりませんよというこ

とが言いたかったんです。

ですから、それと、避難行動要支援者の名簿ができて計画ができていないとかですね、防災組織や自治組織ができないとかですね。もう防災についてはね、できないできないできないということがね、たくさんあるんですよ。で、その代わり、町民には自助ですよ、共助ですよと押しつけてるんですよ。

だからね、そうじゃなくて自助共助がもっと進むためには行政が何をしなければならないのか、何を手助けしてあげなければならないのかということね、真剣に考えないと。いざ起こったときに、防災士が何人増えたとしてもね――。

[ 質問時間終了 ]

議 長（白石雄二）

岡田議員、時間でございます。

[ 「それは町の防災にはならないと思います。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

岡田議員――。

[ 「終わります。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 59 分 散会